

◎新潟県告示第773号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成25年度地籍調査事業計画（平成25年4月19日新潟県告示598号）を次のとおり変更する。

平成25年6月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
新潟市	新潟市の第06－15計画区・第06－16計画区・第02－22－1計画区・第05－16計画区・第03－19－3計画区・第03－20－2計画区・第14－12－1計画区及び第14－13－1計画区	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
新発田市	新発田市の第2計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第24計画区・第25計画区・第26計画区及び第27計画区	〃
十日町市	十日町市の市街第3計画区・市街第4計画区・市街第5計画区・市街第6計画区及び市街第7計画区	〃
見附市	見附市の第2計画区及び第3計画区	〃
村上市	村上市の山第35計画区・山第36計画区・山第32－2計画区・朝第28計画区・朝第28－3計画区・朝第29計画区・朝第30計画区・朝第31計画区・朝第32計画区・神第30計画区・神第31計画区及び村上計画区	平成25年5月23日から平成26年3月31日まで
燕市	燕市の第36計画区・第37計画区・第38計画区及び第39計画区	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
糸魚川市	糸魚川市の第18計画区・第20計画区及び第21計画区	〃
阿賀野市	阿賀野市の第34計画区・第35計画区・第36－1計画区及び第36－2計画区	〃
佐渡市	佐渡市の第48計画区・第49計画区・第50計画区及び第51計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第6計画区・第14－1計画区・第19－1計画区・第41－1計画区・第41－2計画区・第50計画区・第7計画区・第8計画区・第S9計画区・第S14計画区・第S10計画区及び第S11計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第5計画区・第6計画区・第7計画区及び南魚沼市計	〃

	画区	
胎内市	胎内市の第38計画区・第42計画区及び第43計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第33計画区・第34計画区及び第35計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第1計画区	〃
田上町	第1計画区	〃
湯沢町	湯沢町の第101計画区・第102－1計画区及び第102－2計画区	〃
刈羽村	刈羽村の第08計画区・第09計画区及び第11－2計画区	〃
関川村	関川村の第14－2計画区・第14－3計画区・第14－4計画区・第14－5計画区・及び第14－6計画区	〃
粟島浦村	粟島浦村の第6－3計画区	〃